

野沢温泉村水道使用料金減額の取扱いに関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、水道使用料金の軽減及び免除（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 ここに定める内容は給水装置からの漏水で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地下漏水であり地表より発見できなかつた漏水
- (2) 通常地表で発見でき得るものであつても、積雪のため発見できなかつた漏水
- (3) その他管理者が認めたもの

(減免の適用除外)

第3条 前条に該当しない給水装置の漏水で、次の各号に掲げるものはこの要綱の適用除外とする。

- (1) 野沢温泉村営水道給水規程第20条による、給水装置の管理義務を怠つたための漏水
- (2) 故意又は重大な過失による漏水

(認定漏水量)

第4条 認定漏水量は漏水を発見した当該月分としての点検水量から過去3年同期の平均使用水量を控除した水量とする。但し、認定期間は1年以内とする。

(水道使用料金の減免)

第5条 水道使用料金を免除する額は、認定漏水量の100分の50に相当する金額とする。但し、減免後の水量が通常の使用量を大幅に超えた場合は、漏水の原因等実情により、その都度定めるものとする。

(申 請)

第6条 この要綱に基づき、水道使用料金の減免を受けようとする者は、指定工事店から「給水工事完了報告書」及び「水道使用量減免申請書」を管理者に提出するものとする。

(通 知)

第7条 水道使用料金を減免又は、減免しないことを決定したときは、水道使用料金減額に関する通知書により通知するものとする。

(下水道使用料金の減免)

第8条 下水道使用料金の減免についても、これに準ずる。但し、漏水した水が明らかに下水道に入っていない場合は、過去3年同期の平均使用量を認定水量とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年8月1日から施行する。